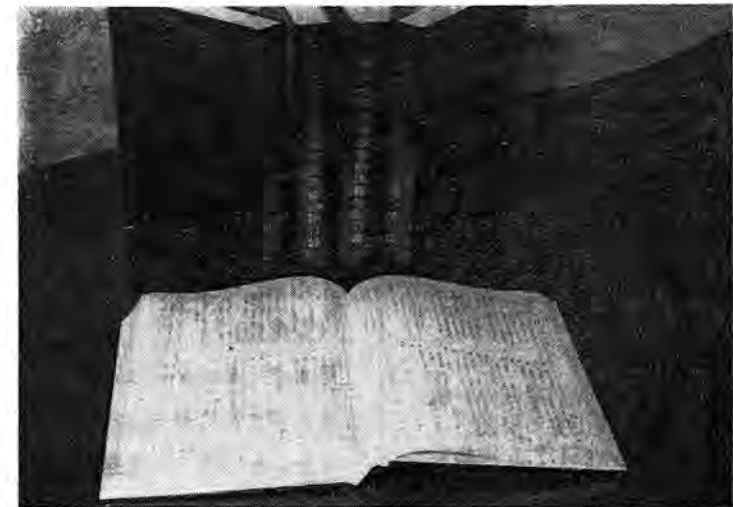


神戸大学学報

No. 239

1976.8 庶務部庶務課発行



神戸大学附属図書館漢籍分類目録

研究の専門分化がはげしい現在の大学では、資料情報の交換・伝達が重要な働きをする。とくに文献・資料が各学部に分散するときには、総合的な目録を製作し、それによって資料の存在を確認し利用することが必要となる。

この目録は、学内の中国関係研究者・学生の研究教育の便を目的として昭和45年に計画され、このたび完成したものであるが、現在では入手不能になった貴重な文献も多数ふくまれているので、学外研究者にも広く利用されることを願っている。

— 附属図書館 —

目

- ◇法令..... 2
 - 省令 ◦規則 ◦告示
- ◇学内規則..... 2
 - 神戸大学水質管理センター設置規則
 - 神戸大学低温センター設置規則
 - 神戸大学放射性同位元素等管理委員会規則
 - 神戸大学教育学部附属教育工学センター規程
 - 神戸大学教育学部附属教育工学センター運営委員会規程
 - 神戸大学法学部聴講生規程
 - 神戸大学工学部規則の一部を改正する規則
 - 神戸大学附属図書館六甲台分館規則の一部を改正する規則
- ◇人事..... 8
 - 異動 ◦海外渡航

次

- ◇学 事.....11
 - 学位授与
 - 昭和51年度国際研究集会派遣研究者(第二次)の決定について
 - 第7回神戸大学公開講座の開催について
- ◇研 修 等.....11
 - 第71回会計事務職員研修
 - 第9回近畿地区J・S・T(標準課程)指導者養成研修
- ◇共済だより.....12
 - 第25回文部省共済組合近畿地区体育大会について
- ◇諸 報.....13
 - 昭和51年度学内「囲碁」・「将棋」大会の実施結果
 - 他大学所在地変更
 - 他大学名称変更
 - 第二次カラコルム遠征隊シェルピカンリ峰登頂に成功

法 令

◇省 令

- 大蔵省令第20号 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (51.7.19 官報)
- 大蔵省令第21号 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第1条の6に規定する仮定俸給の額等を定める省令の一部を改正する省令 (51.7.19 官報)
- 外務省令第8号 旅券法施行規則の一部を改正する省令 (51.7.20 官報)

◇規 則

- 会計検査院規則第2号 計算証明規則の一部を改正する規則 (51.7.1 官報)

◇告 示

- 文部省告示第129号 大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数の一部を改正する件 (51.7.5 官報)

学 内 規 則

◇神戸大学水質管理センター設置規則

神戸大学水質管理センター設置規則を次のように定める。

昭和51年7月15日

神戸大学長 須田 勇

神戸大学水質管理センター設置規則

(設置)

第1条 神戸大学(以下「本学」という。)に本学の水質の管理及び神戸大学薬品類廃棄物処理規則第6条第2項に定める薬品類廃棄物の処理を適切に行い、生活環境の保全に資するため、

神戸大学水質管理センター(以下「センター」という。)を置く。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 排水の水質検査に関すること。
- (2) 薬品類廃棄物の処理に関すること。
- (3) 薬品類廃棄物処理装置の維持管理に関すること。
- (4) その他センターの業務に関し必要なこと。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他の職員

(委員会)

第4条 センターの円滑な運営を図るため、神戸大学水質管理センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(職員の任命等)

第5条 センター長は、本学職員のうちから学長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

4 その他の職員は、センター長の命を受けてセンターの業務に従事する。

(センター長の任期)

第6条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第7条 センターの事務は、当分の間事務局において行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年7月15日から施行する。

[制定理由]

神戸大学における水質の管理及び薬品類廃棄物の処理を適切に行い、生活環境の保全に資する神戸大学水質管理センターの組織等を定めるため制定するものである。

◇神戸大学低温センター設置規則

神戸大学低温センター設置規則を次のように定める。

昭和51年7月15日

神戸大学長 須田 勇

神戸大学低温センター設置規則

(設置)

第1条 神戸大学(以下「本学」という。)に、極低温領域における研究に関する学内共同利用施設として神戸大学低温センター(以下「センター」という。)を置く。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 液体ヘリウム及び液体窒素等の寒剤の供給並びに蒸発ヘリウムの回収及び純化に関すること。
- (2) 極低温領域における研究に関し設備を供与すること。
- (3) 低温技術の開発に関すること。
- (4) 低温技術の指導助言に関すること。
- (5) その他センターの業務に関し必要なこと。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他の職員

(委員会)

第4条 センターの円滑な運営を図るため、神戸大学低温センター運営委員会(以下「委員会」

という。)を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(職員の任命等)

第5条 センター長は、本学職員のうちから、委員会の推せんに基づき学長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

4 その他の職員は、センター長の命を受けてセンターの業務に従事する。

(センター長の任期)

第6条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第7条 センターの事務は、当分の間事務局において行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年7月15日から施行する。

[制定理由]

神戸大学における極低温領域の研究に関する学内共同利用施設としての神戸大学低温センターの組織等を定めるため制定するものである。

◇神戸大学放射性同位元素等管理委員会規則

神戸大学放射性同位元素等管理委員会規則を次のように定める。

昭和51年7月15日

神戸大学長 須田 勇

神戸大学放射性同位元素等管理委員会規則

(設置)

第1条 神戸大学に神戸大学放射性同位元素等管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 放射線障害の防止に関する基本的事項
 - (2) 放射線障害の防止に関する関係部局間の連絡調整
 - (3) 放射線施設の設置、変更及び廃止に関する事項
 - (4) その他放射線施設の管理に関する重要事項
- (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理学部長、医学部長、工学部長、農学部長及び医学部附属病院長
- (2) 各放射線施設の放射線取扱主任者
- (3) 教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部、教養部及び医学部附属病院から選出された者各1名
- (4) 保健管理センター所長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が特に必要と認めた者

(委員)

第4条 委員は、学長が任命する。

2 前条第3号及び第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長とな

る。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(防止委員会)

第8条 放射線障害の防止に関する専門的事項を処理するため、次の地区防止委員会を置く。

- (1) 神戸大学六甲台地区放射線障害防止委員会
 - (2) 神戸大学医学部地区放射線障害防止委員会
- 2 前項各号については、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、庶務部庶務課において行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和51年10月1日から施行する。
- 2 神戸大学放射性同位元素管理委員会規則(昭和38年12月12日制定)は、廃止する。

[制定理由]

神戸大学における放射性同位元素等の取扱いの規制及び放射線障害の発生の防止について、指導助言等を行う神戸大学放射性同位元素等管理委員会の組織等を定めるため制定するものである。

◇神戸大学教育学部附属教育学センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立学校設置法施行規則(昭和39年省令第11号)第20条第1項の規定に基づき設置された神戸大学教育学部附属教育学センター(以下「センター」という。)の組

織等について、定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、教育工学について理論的、実証的研究を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育工学の基礎的研究に関すること。
- (2) 教育機器の開発と利用の研究に関すること。
- (3) 授業、実習に関すること。
- (4) 教育実践の改善に関すること。
- (5) その他目的達成に心要な事項に関すること。

(職員)

第4条 センターに、センター長及び必要な職員を置く。

2 センター長は、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

3 職員は、センター長の命を受けて、センターの業務に従事する。

(センター長)

第5条 センター長は、教育学部専任の教授又は助教授のうちから、教授会において選考する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター長選考の時期)

第6条 センター長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) 教授会においてセンター長の辞任を承認したとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合は任期の満了する日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに選考するものとする。

(運営委員会)

第7条 センター長は、センターの業務の運営に関する事項を審議するため、神戸大学教育学部附属教育学センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、教育学部事務部にいて行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和51年7月15日から施行し、昭和51年5月10日から適用する。

[制定理由]

国立学校設置法施行規則の一部改正(昭和51年5月10日文部省令第18号)に伴い、教育学部に附属教育学センターが設置されたため、制定するものである。

◇神戸大学教育学部附属教育学センター運営委員会規程

(設置)

第1条 神戸大学教育学部附属教育学センター規程第7条の規定に基づき、神戸大学教育学部附属教育学センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、神戸大学教育学部附属教育学センター(以下「センター」という。)の業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営の基本方針に関する事項
- (2) 人事に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項

(4) 組織に関する事項

(5) その他運営に関する必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター専任教官
- (3) センター所属職員のうち、センター長が委嘱する教官若干名
- (4) その他教授会構成員のうちから4名

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第4号の委員がその任期中に欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置き、事務長をもって充てる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

附 則

この規程は、昭和51年7月15日から施行する。

〔制定理由〕

神戸大学教育学部附属教育工学センターの運営を円滑に行うため、制定するものである。

◇神戸大学法学部聴講生規程

神戸大学法学部聴講生規程（昭和32年4月9日制定）の全部を改正する。

神戸大学法学部聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学法学部規程第14条及び神戸大学法学部第二課程規程第12条の規定に基づき、神戸大学法学部聴講生（以下「聴講生」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 法学部において開講する授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上、学部長が許可するものとする。

(資格)

第3条 聴講を志願することができる者は、大学の一般教育課程を修了した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

(手続)

第4条 聴講を志願しようとする者は、次の書類に検定料を添えて学部長に願出しなければならない。

- (1) 願書・履歴書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 写真

(聴講期間)

第5条 聴講の許可は、学年又は学期の初めに行い、その期間は1年以内とする。ただし、特別の事情のある場合は、引き続き聴講を志願することを妨げない。

2 前項ただし書の規定により引き続き聴講を志願しようとする者は、改めて学部長に願出なければならない。

(聴講科目)

第6条 聴講することができる科目は、1学期4

科目以内とし、第二課程においては、2科目以内とする。

2 演習及び外国語講読は、これを許可しない。

(試験)

第7条 聴講生は、聴講した科目につき試験を受けることができる。

(教育職員免許法に基づく単位の認定)

第8条 聴講生から教育職員免許法に基づく単位修得の認定の願出があったときは、試験に合格した科目につき、審査の上、これを行う。

(証明書)

第9条 聴講した科目の証明を必要とするときは、証明書を発行する。

(入学科及び授業料)

第10条 聴講を許可された者は、入学科及び授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(許可の取消)

第11条 聴講生として不都合な行為があったときは、聴講の許可を取消することができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、昭和51年9月1日から施行する。

〔改正理由〕

教育職員免許法に基づく単位修得の認定について、これを明確にし、併せて条文を整備すること等のため、所要の改正を行うものである。

◇神戸大学工学部規則の一部を改正する規則

神戸大学工学部規則（昭和25年10月15日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1、建築学科の表中「**建築行政2**」を

「**建築行政2**」を「**建築行政2**」に、
「**特別講義I2**」を「**特別講義II2**」に、
「**特別講義II2**」を「**特別講義II2**」に、

「**設計演習I4**」を「**設計演習I**」に、
「**特別演習I**」を「**特別演習I**」に、

「**4**」を「**1**」に改める。
「**1**」を「**1**」に改める。

附 則

この規則は、昭和51年7月15日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

〔改正理由〕

建築学科の授業科目を増設するため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学附属図書館六甲台分館規則の一部を改正する規則

神戸大学附属図書館六甲台分館規則（昭和26年9月1日制定）の一部を次のように改正する。

第4条中「とくに」を「特に」に改める。

第6条第1項第2号中「（夏期）8月1日から8月20日まで」を「7月11日から7月31日まで（夏期）」に、「（冬期）12月28日から翌年1月4日まで」を「12月28日から翌年1月4日まで（冬期）」に改め、同条第2項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第8条第4項及び第5項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第10条中「とくに」を「特に」に改める。

第16条第1項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第17条第1項中「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第23条第1項中「うえ」を「上」に改める。

第24条第1号中「（修士課程・博士課程）」を削り、「大学院学生」を「研究科学生」に改め、

同条第2号中「そのつと」を「その都度」に改める。

第25条中「修士課程」を「博士課程前期課程」に、「博士課程」を「博士課程後期課程」に、「大学院学生」を「研究科学生」に改める。

第27条第1項中「うえ」を「上」に改め、同条第2項中「申込」を「申込み」に改める。

第29条第1項中「したがい」を「従い」に改め同条第2項中「とくに」を「特に」に改める。

附 則

この規則は、昭和51年7月27日から施行する。

〔改正理由〕

六甲台分館の管理を容易にすること及び研究科学生の名称を統一すること等のため所要の改正を行うものである。

人事

◇異 動

Table with columns: 所属部局職官, 氏名, 発令月日, 異動内容(異動前の所属官職). Rows include 事務局(主計課), 教育部, 理学部, etc.

Table with columns: 所属部局職官, 氏名, 発令月日, 異動内容(異動前の所属官職). Rows include 医学部, 医学部附属病院, 第一内科部長, etc.

◇海外渡航

◎出 発

Table with columns: 所属, 職名, 氏名, 渡航先, 渡航目的, 渡航期間, 備考. Rows include 文学部, 教育学部, 法学部, 経済学部, 理学部, 医学部, etc.

医学部 附属病院	助手	野沢 裕	ドイツ連邦共和国、 フランス	第5回国際内分泌学会出席並びに内科学に関する研究交換のため	51. 7.16 } 51. 8. 1	研 修
〃	講 師	佐古田雅弘	ドイツ連邦共和国、 イタリア、スイス、 フランス、連合王国	第5回国際内分泌学会出席並びに内科学についての研究交換のため	51. 7.17 } 51. 8. 5	〃
〃	助 手	日下 孝明	〃	〃	〃	〃
〃	〃	谷口 洋	ドイツ連邦共和国、 スイス、ポルトガル、 スペイン、連合王国	〃	〃	〃
〃	〃	松尾 導昌	アメリカ合衆国	コンピュータ断層夏季研修会並びに放射線医学に関する研究交換のため	51. 7.18 } 51. 8. 1	〃
工学部	助教授	飯田 幸男	連合王国、チェッコ スロヴァキア、ドイ ツ連邦共和国、イタ リア、フランス	チェコスロヴァキアに於ける環境計画セミナーに出席並びに環境整備に関する研究交換のため	51. 7.26 } 51. 8.17	〃
〃	助 手	賀谷 信幸	アメリカ合衆国、カナ ダ	超高層及び極地方の降下粒子測定に関する調査・研究のため	51. 7.23 } 51. 8.20	〃
農学部	〃	保田 茂	マレーシア、タイ	農業技術に関する調査及び資料収集のため	51. 7.25 } 51. 8.15	〃
教養部	助教授	平野 雅史	ドイツ連邦共和国	ゲーテ・インスティテュート主催の外国人ドイツ語教師のための夏期講習会(1976)に参加のため ポッフム大学独文学研究所において後期ゲーテに関する研究及び資料収集を行うため	51.7.24 } 52.8.21 51. 8.22 } 52. 3.31	出 張 〔研修〕
〃	講 師	角田 讓	アメリカ合衆国	集合論の universe 及び infinity の公理についての研究のため	51. 7.20 } 52. 5.31	研 修
〃	教 授	長谷川正知	オランダ、連合王国、 フランス、ドイツ連 邦共和国、スイス	第6回国際触媒会議出席とヨーロッパの化学工業における触媒の応用の実情及び研究の情況視察のため	51. 7. 8 } 51. 7.26	〃
〃	講 師	曾谷 紀之	〃	〃	〃	〃

◎帰 国

所 属	職 名	氏 名	渡航期間	備 考	所 属	職 名	氏 名	渡航期間	備 考
理学部	教授	井 関 清 志	51. 6.27 } 51. 7. 4	研 修	工学部	教授	松 本 恒 隆	51. 6.19 } 51. 7.11	研 修
					農学部	助教授	新 家 龍	51. 6.26 } 51. 7.16	〃
工学部	〃	桜 井 春 輔	51. 6.18 } 51. 7. 1	出 張	経済経営 研究所	助教授	井 川 一 宏	49. 8.16 } 50. 8.15 } 50. 8.16 } 51. 7.18	出 張 〔研修〕

(注) 「◎出発」の項に掲げた者のうち、7月中に帰国した者は記載を省略した。

学 事

◇学位授与

さる7月30日(金)午前11時から学長室において学位記授与式が行われました。授与された者の氏名及び論文題目等は次のとおりです。



氏 名	学位の種類	授与年月日	論 文 題 目
生 駒 道 弘	経営学博士 (論文)	昭和51年6月9日	分析的財務管理理論の一考察
井 上 幸 一	商学博士 (〃)	〃	ソビエトにおける商業学説および商業機議の展開に関する研究

◇昭和51年度国際研究集会派遣研究者(第二次)の決定について

所 属	職 名	氏 名	開 催 地 (国名)	派 遣 集 会 名	開催期間
工学部	助教授	岩 壺 卓 三	ケンブリッジ (連合王国)	回転機械の振動に関する国際会議	51. 9.15 } 51. 9.17

◇第7回神戸大学公開講座の開催について

第7回神戸大学公開講座が次の要領により開催されることになりましたのでお知らせします。

- ・受講資格及び定員：一般成人、学生約200名
- ・講義日、講師、題目、会場：別表のとおり。
(P.12掲載)
- ・講義時間：午後1時30分～午後5時
- ・受講料：1,500円
- ・申込受付：

9月2日(木)から(定員になり次第締切)

- ・本学庶務課(午前9時～午後6時)
- ・神戸市役所市民相談室(午前9時～午後5時)

なお、12回以上の受講者には修了証書を授与する。

研 修 等

◇第71回会計事務職員研修

期 間：昭和51年4月6日～7月14日
会 場：大蔵省会計事務職員研修所
主 催：大蔵省
参加者：経理部主計課

文部事務官 平 石 寛 治

◇第9回近畿地区J.S.T(標準課程)指導者養成研修

期 間：昭和51年7月7日～7月16日
会 場：大阪合同庁舎
主 催：人事院近畿事務局
参加者：教育学部事務長 矢 野 納

共済だより

◇第25回文部省共済組合近畿地区体育大会について

昭和51年8月8日日本学にて第25回文部省共済組合近畿地区体育大会(軟式野球、卓球)が行われました。結果は、次のとおりです。

軟式野球

優勝 神戸大学

準優勝 京都大学 第3位 神戸商船大学

卓球

優勝 神戸大学

準優勝 京都大学 第3位 滋賀大学



◎別表

テーマ	番号	講義日	講義題目	講師等	会場
人間の科学 — 生命の位置と人間を考える —	／		開講式	学長 須田 勇	神戸大学農学部大教室(C101教室)
	1	9月18日(土)	1. 機械論と生気論	井上庄七 (文学部教授)	
	2		2. 原始的生命と人間	堀田 進 (医学部教授)	
	3	9月25日(土)	1. 環境とヒトの生活	村上 宏 (医学部助教授)	
	4		2. 動脈硬化症の発症危険因子と生活環境	福崎 恒 (医学部教授)	
	5		3. 環境汚染と疾病	住野公昭 (医学部助教授)	
	6		4. 公害と人間	置塩信雄 (経済学部教授)	
	7	10月2日(土)	1. 小児期における身体の適応とその障害	瀬尾 明 (医学部教授)	
	8		2. 成人の適正な運動量について — 運動不足の解消のために —	家治川 豊 (教養部教授)	
	9		3. 青少年期の発達	八重島 健二 (教育学部助教授)	
	10		4. 少年非行と少年法改正	三井 誠 (法学部助教授)	
	11	10月23日(土)	1. トラジャ族の葬礼	杉之原 寿一 (文学部教授)	
	12		2. 宗教と人間	橋本峰雄 (文学部教授)	
	13	10月30日(土)	1. 一映画を聞きながら— アメリカ20年代~30年代の文化と人間を 探る	川端 柳太郎 (教養部助教授)	
	14		2. 王朝文学の人間像	藤岡 忠美 (文学部教授)	
	15	11月6日(土)	1. 作家と作品	山 縣 照 (文学部助教授)	
	16		2. 西洋美術における人体表現	池上 忠治 (文学部助教授)	
	17	11月13日(土)	経済と人間	百々 和 (経済学部教授)	
18	11月20日(土)	組織と人間 — 企業の国際化と人間 —	吉原 英樹 (経済経営研究所 助教授)		
／			閉講式	公開講座委員長 則武 保夫	

諸報

◇昭和51年度学内「囲碁」・「将棋」大会の実施結果

実施日時 6月19日(土) 13:15~18:30

実施場所 本部庁舎1階食堂及び休養室

参加者数及び入賞者

囲碁大会

A組参加者数 14名

第1位 宇磨谷 教明(養)

第2位 江川 治朗(養)

第3位 西原 道雄(法)

B組参加者数 14名

第1位 宮田 政拓(庶)

第2位 平野 幸雄(済)

第3位 清水 信浄(法)

C組参加者数 6名

第1位 荒川 道雄(済)

第2位 長谷川 一郎(法)

第3位 水谷 博(文)

将棋大会

A組参加者数 5名

第1位 松本 光三(法)

第2位 岩崎 和雄(工)

第3位 向井 守(工)

B組参加者数 5名

第1位 池田 耕一(工)

第2位 谷川 岩雄(営)

第3位 高田 憲治(研)

C組参加者数 7名

第1位 仲山 博(病)

第2位 玉利 勇輔(営)

第3位 高橋 紘一(病)

— 人事課 —

◇他大学所在地変更

4月1日から東京薬科大学の所在地が次のとおり変更になりました。

所在地 〒192-03 東京都八王子市

堀之内 1432

番地1号

電話番号 (0426) 76-5111

◇他大学名称変更

7月1日より立正女子大学及び同短期大学部の名称が文教大学及び文教大学女子短期大学部にそれぞれ変更されました。

— 以上庶務課 —

第二次カラコルム遠征隊

シエルピカンリ峰登頂に成功!!

本年5月からカラコルム山脈に挑んでいた本学山岳部遠征隊(平井一正隊長=隊員10名)は、8月10日午前9時20分、念願のシエルピカンリ峰(7,380m)の登頂に成功しました。

平井隊長から須田学長あてにとどいた第一報によりますと、7月20日すぎから20日近くも続いた悪天候をのり越えての成功であり、隊員全員のチームワークの勝利であると伝えてきています。

帰国は9月はじめ頃の予定ですが、全員無事に帰国され、詳細がもたらされる日が待たれます。

第二次カラコルム遠征隊 一第3報—

1976.8.10

学長先生：どうかよろこんで下さい。本日8月10日午前9時20分念願のシエルピカンリの登頂に成功いたしました。ベースキャンプに7月のはじめに着き、以後1カ月と10日かかってようやく目的を達した感激に私は、C₁(5,800m)で頂上からのトランシーバをきいて、涙がとまりませんでした。7月20日すぎから約20日間も悪天候が続き、

焦り、体調の変化、食糧の欠乏と、いろいろと心労の多かっただけに、ようやくつかんだ好天を利用してのアタック成功は、何よりもましてうれしいの一言につきました。

今回の成功は、チームワークの勝利であることは云うまでもなく、地味な仕事にもきつい仕事にも隊員は不平不満を云うことなく、働いてくれましたし、第2登できる能力があるにもかかわらず、私の第1登のみでチームの勝利、あえて第2登せずとの命令をすなおにきいてくれました。私はこんなすばらしい隊員を神戸大学から出すことができたことを誇りに思っています。また、今回は科学的に7,000メートル峰を完全に登ったためたにない例のひとつとして誇っていいと自負しています。それは、岡本ドクタが携帯用の心電計その他で隊員の健康状態を完全にチェックしてくれまして、高所での隊員の動かし方に関してすばらしい指示を与え、ひとりの隊員も高所障害で倒れるということのなかったことであります。最近、高所障害で死亡例がある隊が多いことをみますと、私は、岡本ドクタの健康管理がまた勝利にみちびく大きな功績であったと感謝しております。

いずれ帰国しましてから、先生に御挨拶かたがた御報告にあがりますが、私は総合大学らしい立派ないい山登りができたことを先生に御報告できますことが一番うれしく思っています。それがこの遠征に関し、ひとかたならぬ御援助を賜りましたことに対する御礼の何分の一かのおかえしになればと思っております。

今後の予定としましては、帰りのキャラバン、帰途予定しております学術調査などがあり、日本帰国は9月のはじめになるかと存じます。

先生におめにかかり御挨拶申しあげる日を楽しみにしております。

それでは又、乱筆おゆるし

シエルピカンリ第1キャンプ(5,800m)にて

遠征隊長 平井 一 正

— 以上 学生課 —



◇訂正

学報№	頁	誤	正
238	14	総括表の備考2中 昭和51年度以降に……	昭和52年度
	17	一般研究(C)の表中最上段の藤井進の所属部局・職名欄中 理学 物理学	工学部 助教授
	23	一般研究(D)の表中最上段の八重島建二の所属部局 教養部 右側〔職業分類の表中〕 技能工・生産工程	教育学部 生産工程作業者